

# 3～5歳児クラスの延長保育料

令和7年度の市町村民税所得割額			令和8年度の市町村民税所得割額		
4月	4～8月の延長保育料		9月	9～3月の延長保育料	
					3月

税額による区分			7:30～18:30 (30分あたり月額)			18:30以降 (30分あたり月額)		
			世帯第1子	世帯第2子	世帯第3子 以降	世帯第1子	世帯第2子	世帯第3子 以降
市町村民税所得割額	年収360万円未満相当の世帯	77,101円未満 (ひとり親世帯等)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		57,700円未満 (ひとり親世帯等以外)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	年収360万円以上相当の世帯	77,101円以上 (ひとり親世帯等)	0円	0円	0円	700円	350円	0円
		57,700円以上 (ひとり親世帯等以外)	0円	0円	0円	700円	350円	0円

※ 未申告などの理由により税額が確認できない場合は、世帯の年収が360万円以上相当として副食費を決定しますのでご注意ください。

※ 原則、父母の税額を適用しますが、家庭状況によっては父母以外の家計の主宰者（祖父母など）の税額を適用する場合があります。

※ 「ひとり親世帯等」は、ひとり親家庭、生活保護世帯、障害者世帯のことを指します。

※ 「配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額が副食費算定の基準になります。